



発行 税理士法人 中央総研

桑名市大福 406-1

TEL 0594-23-2448

FAX 0594-23-3303

E-mail: sasaya@cri-sasaya.com

URL: http://mie-cri.com



トランプ米大統領 2.0 — マッドマン・セオリー —

(その 3)

【はじめに】

トランプ米大統領が、世界各国にかける相互関税の引き上げを決めました。

なんちゅう大統領ですかねえ (>_<)

きちがいその者ですね。

高関税を振りかざして、力づくで市場開放や対米投資の積み増しを迫ってきました。

最大の経済大国である米国が、自由貿易に背を向け、世界は力が支配する新たな経済秩序に対峙せざるを得ない時代に入って参りました。

実に不愉快なことです。

【対日 15%関税 7日から発動】

トランプ米大統領は、7月31日、日本に対する「相互関税」を15%とする大統領令に署名しました。

8月7日に発動します。

米国との交渉の結果、韓国・欧州連合（EU）も日本と同水準となります。

いずれも関税率は、4月の公表当初の水準からは下がるものの、現行の10%からは、引き上げとなります。

1月の就任以来	
①	規格外の政策を繰り出し続ける。
②	イラン核施設への地下貫通弾の投下に踏み切る。
⇒ トランプ大統領に、刺激中毒の懸念はないのだろうか！	

【TACO】

結局、TACO だったトランプ米大統領ですね。

トランプ氏は、いわゆる TACO、「Trump Always Chickens Out」（トランプはいつも怖気づく）」と揶揄されています。

本人は、不愉快だったようですが、4月初旬に掲げた高い関税率は概ね引き下げられました。

結局は、「TACO」であったということですね。

【対日 15% 関税、7日発動】

トランプ米大統領は、7月31日に、日本に対する「相互関税」を15% とする大統領令に署名しました。

8月7日に発動します。

米国との交渉の結果、韓国・欧州連合（EU）も日本と同水準となります。

いずれも、関税率は、4月の公表当初の水準から下がるものの、現行の10%からは引き上げとなります。

【各国の新関税率】

各国の新関税率		
	4月公表時	新税率
中 国	34 %	交渉期限延長の方向
E U	20 %	15 %
メキシコ	別途 25 %	交渉期限延長
ベトナム	46 %	20 %
台 湾	32 %	20 %
日 本	24 %	15 %
韓 国	25 %	15 %
カナダ	別途 25 %	35 %
インド	26 %	25 % (交渉継続)
タイ	36 %	19 %
インドネシア	32 %	19 %
フィリピン	17 %	19 %
ブラジル	10 %	50 %
英 国	10 %	10 %

(注) トランプ氏の出身地である英国の関税率は安い。

<代表社員 笹谷 俊道 >

【夏季休暇のご案内】

8月12日（火）～8月17日（日）までを夏季休暇とさせていただきます。よろしくお願い致します。

職場におけるパワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものであると、厚生労働省は定義しています。

令和元年に改正された労働施策総合促進法において、職場におけるパワーハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることを義務付けられています。今回は代表的な6つの類型について例を確認していきましょう。

①身体的な攻撃

該 当	殴打する・物を投げつける
非該当	誤ってぶつかる

②精神的な攻撃

該 当	他の労働者の前で大声で叱責する
非該当	重大な問題行動を行った労働者に対して別室で一定程度強く注意をする

③人間関係からの切り離し

該 当	労働者を集団で無視し、孤立させる
非該当	労働者を育成するために、短期集中的に別室で研修等の教育を実施する

④過大な要求

該 当	必要な教育を行わず、到底対応できない業績目標を課し、未達を激しく叱責する
非該当	繁忙期に、業務上の必要性から通常より一定程度多い業務を任せる

⑤過小な要求

該 当	嫌がらせのために仕事を与えない
非該当	能力に応じて業務負担を軽減する

⑥個の侵害

該 当	職場外での監視・私物の写真撮影
非該当	配慮を目的とした家族状況のヒアリング

※これらは限定列举ではなく、個別事案の状況等によって判断が異なる場合もあります

近年はパワーハラスメントと適正な指導の境界線があいまいになってしまっているケースも多くあります。上司・部下等の立場に関係なく、円滑な業務遂行のため、言動・行動に注意しましょう。

厚生労働省ホームページより

<松岡>

会社形態の種類

現在新たに設立できる会社の種類は、株式会社・合同会社・合資会社・合名会社の4種類です。それぞれの特徴を押さえて選んでいきましょう。

●持分会社であるかどうか

合同会社、合資会社、合名会社の三つは「持分会社」といい、出資者＝経営者であるため、出資者自らが経営も行います。なお、持分会社では出資者のことを社員といいます。これは従業員という意味ではありません。

対して株式会社は、株式を発行して集めた資金を基に経営する会社形態であり、出資者(株主)と経営者の役割が切り離されています。

●出資者の責任範囲

出資者の責任範囲がそれぞれ異なり、「有限責任」と「無限責任」に分けられます。

万が一、会社が倒産した場合、有限責任の出資者は出資額以上の負債を負う必要はありませんが、無限責任を負う出資者は債権者に連帯して出資額以上の負債も負わなければなりません。

4つの会社形態のうち、株式会社と合同会社の出資者は有限責任です。それに対して合資会社は、無限責任社員1名以上と、有限責任社員1名以上、合名会社は無限責任社員のみで構成されます。

●意思決定のしやすさ

株式会社は出資者と経営者が切り離されているため、重要事項を決定する際には株主総会の開催が必要です。

それに対し持分会社は、出資者＝経営者なので意思決定が早く、経営の自由度が高くなります。

●決算公告義務の有無

株式会社では毎年決算公告が必要です。これは株主や有権者に対し、経営状況や財務状況を明らかにして取引の安全性を確保することを目的としています。

その他にも会社の種類により設立費用や利益の配分などが異なるため、事業の目的や規模等にあわせて設立する会社形態を選びましょう。

<梅山>

【夏季休暇のご案内】

8月12日(火)～8月17日(日)までを夏季休暇とさせていただきます。よろしくお願い致します。